

よって、請願第6号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

鈴木良雄議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

蒲生光男委員長。

(蒲生光男厚生常任委員長登壇)

蒲生光男厚生常任委員長 今期、第1回市議会定例会において、厚生常任委員会に付託になりました議案3件、請願2件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月10日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、初めに議案第14号、せせらぎの家用地の取得について申し上げます。

本案は、せせらぎの家用地として、長井市土地開発公社が代行取得をしていた土地を取得するため、長井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により提案されたものであります。

審査に際し、福祉事務所長からは、取得しようとする財産の面積、取得予定価格等の説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、この用地の取得時期はいつか、との質疑に、福祉事務所長から、予算書の調書に記載あるとおり、平成6年取得との答弁がなされたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号、長井市ポイ捨て等防止条例の設定について申し上げます。

本案は、空き缶・吸い殻等の散乱を防止する

ことで、環境の美化を図り、市民の健康で文化的な生活を確保することを目的として提案されたものであります。

審査に際し市民課長からは、市民、市内を通過する者及び公民館活動等も含め、事業活動を行う者すべてにポイ捨て・ふんの放置、印刷物の散乱防止の規制をかけ、違反者には勧告・命令をし、従わない者については、市報等による公表や手数料の徴収を行い、悪質な者に対しては過料を科す、との説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、「指定する職員」の定義とその職務が指導・助言から調査・報告まですべてであるか、との質疑に対し、市民課長から、「指定する職員」とは、道路管理者・河川管理者など市の管理側にいる職員及び関係部局の職員と考えていること。職務のうち、美化推進員と指導・助言で重なる部分がある、との答弁がなされました。

また委員からは、美化推進員を選ぶ基準、位置づけの質疑に、環境美化に理解と熱意のある、あやめ公園等の清掃ボランティアの方々、清掃登山をやっている山岳団体の方々、あるいは最上川フォーラム等の方々との相談や公募をしながらお願いをする、との答弁がなされました。

さらに委員から、「指定する職員」が過料を科すことについて、県などでの上位法との関連づけ、東京都千代田区での条例施行を見ても、管理職対応では限界があること。実効性の面から、市外の人へ周知の方法はどうか、また印刷物の散乱防止に関し、公職選挙法に基いて配布した印刷物について、受け取った後、悪意をもって捨てた場合の責任の所在についての質疑に、本条例が環境基本計画に基づいていること。過料は、手数料未払い者に対してであり、罰金とは区別したいこと。印刷物については、取得をして自分のも

のにしたことを立証できれば、配布側の責任はない、との答弁がなされました。

さらに委員から、「必ずしも配布側の責任がない部分がある」とする場合、この条例との整合性はどうか、その判断を「指定する職員」が公平にできるのか、実効性を持たせるには、配布者のねらい撃ちしかあり得ないのではないか。いろいろな配布の形態を想定した条例でなくてはならないのではないかと、この質疑に、正当な理由があれば、違法性の阻却となり、必要な措置は市側で行い、問題解決となること。相手側に適正な指導や話し合いを行い、指定する職員が見定めていくこと。慎重に手続を進め、適正な理由があれば違反ではないことをご理解いただきたい、との答弁がなされたところでありました。

討論に入り、委員より、市民生活を制限するおそれがあることから、条例第11条、印刷物の散乱防止を全文削除し、それに関連する、

+

条、項、字句を整理し、他は原案どおりとの修正案動議が出されたところでありました。

討論を終結し、採決については、修正案の動議が提出されましたので、まず、この修正案について諮った結果、全員一致で修正案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、修正案の経過、結果については、お手元に配付しております審査結果報告書写しのとおりであります。

次に、議案第18号、長井市中央いこいの広場条例の設定について申し上げます。

本案は、長井市中央いこいの広場の設置に伴い、その維持管理の必要な事項を定めるため提案されたものであります。

審査に際し、福祉事務所長から、広場施設の内容、市民が使用する場合の許可手順等、要綱案を示され、詳細な説明を受けたところであります。

質疑に入り、広場の面積、付属の施設の内容、

駐車場との管理区分について、また、ゲートボール場の独占使用時の許可の要否、さらに他のペタンク等での使用の可否や日常管理の方法の方針についての質疑に、全体面積が3,394.33平方メートルであり、いこいの広場としての管理は2,319平方メートルとのり面であり、付属の施設は、藤棚・ベンチ・看板であり、駐車場1,075平方メートルはいこいの広場管理に含まれないこと。また、ゲートボール場の独占使用については、ゲートボール協会の定期的な練習やミニゲートボール大会開催時であり、通常空いているときは市民の方が自由に使用してよいこと。さらにペタンク等での使用についても、多目的につくった広場という点からも、陥没等があった場合は、使った方が現状に復するなら、使用については問題がないこと。日常管理についても、以前からゲートボール協会の方々が草むしりや清掃を自主的にやっていたことことから、今後お願いをしたいとの答弁がなされました。

+

また委員からは、福祉事務所管理のいこいの広場駐車場への車の乗り入れや、健康課管理の駐車場との二重手続の要否の質疑に、いこいの広場駐車場への車の乗り入れは可能であり、保健センターでの予防接種や健診時には使用の許可をすること。管理区分については、東側アスファルト部分は健康課の管理である、との答弁がなされました。

さらに委員から、用地の購入価格と購入時期等の質疑に、平成4年に山形県土地開発公社から長井市土地開発公社が買い入れし、その後平成6年に長井市が2億852万7,000円で購入したとの答弁がなされました。

討論に入り、委員からは、長年の市民の要望であったが、財政状況が厳しく整備が遅くなった。工業高校生の測量実習の場にしていただいたことや、これまでの多くの市民の方々

のご協力への感謝の言葉があり、使う人が自主的に整備をしておくということであり、保健センターの駐車場も整備され、大変よかった。市民の健康増進のため、多くの人の利用をお願いして、賛成であるとの意見が出されたところでもあります。

採決に入り、本案は、全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第3号、年金制度改革に関する請願について申し上げます。

本請願は、西置賜地区平和センター議長、佐藤清蔵氏より提出されたものであります。その趣旨とするところ並びに内容を申し上げます。

現在、国会で審議中の年金制度改革の法案は、保険料や税負担、将来の年金給付等を大幅に変えるものです。

厚生年金の保険料を、現在の年収13.58%から17年度までに18.3%に引き上げ、給付は59.3%を50.2%に引き下げるとしています。国民年金の保険料も、現在の月額1万3,300円を17年度まで1万6,900円に引き上げ、給付水準も厚生年金同様減少します。在職老齢年金制度も、給付については、半額から全額カットされるものです。

公的年金が果たしている役割は極めて大きく、基礎年金財政の国庫負担割合を、来年度から現行の3分の1を2分の1に引き上げること。年金積立金を活用し、若い世代の負担軽減と世代間の不公平の緩和を図り、抜本的な改革のため、新しい基礎年金制度の確立と、世帯単位から個人単位への移行を促進し、国民から信頼される制度確立を国に求めるものであります。

審査に入り、委員から、大規模年金保養基地などでの、基金の運用の失敗が大きく、受給に対する不安を強めているにもかかわらず、反省の議論がない。国債とか安定したところ

に使っていくべきであり、また年金を掛けていない層がふえているのも、年金財政を圧迫している部分である。年金に対する信頼度を上げていくしかない。消費税しか財源がないとするなら、経済状況は厳しく、徴収も難しいのではないかと、との質疑がなされ、市民課長から、改正案は、将来これくらいにするとする部分もあり、払えない人への4段階の免除制度もあり、配慮はあったと思う、との答弁がなされたところでもあります。

また、委員から、団塊の世代が年金世代に入り、高齢化し、少子化も進み、負担する若い世代が減り、抜本的な見直しが必要である。基金運用の問題もあるが、国庫負担を3分の1から2分の1に上げるには、3兆円の財源が必要であり、いろいろ検討されての改革案ではないのか、との質疑に、将来の部分を考えながら、当面3年間の道筋である、との答弁がなされました。

さらに委員から、国庫負担3分の1から2分の1に引き上げは、政府案で決まっているのか、との質疑に、決まっているが財源がない、との答弁がなされたところでもあります。

討論に入り、委員からは、今回の改革の方向性は、国民負担を求め、支給を引き下げるものだが、社会的な動向からやむを得ない状況である。国庫負担を来年度から2分の1というのは、国の財政運営の中で時間をかけてするということであるし、年金積立金の取り崩しは短期的な政策であり、全体の枠組みで考えると早計であり、本請願に反対する、との意見が出されたところでもあります。

また、委員からは、社会保障制度としてはとてもよい制度であるが、多くの矛盾を抱えたまま発足している。国庫負担の引き上げは、消費税を上げなければ財源はないし、政治的な判断で、後ろに延ばすというのも制度には合っていると思うが、国民の要望の強い部分

+

である。議員年金だけに国庫負担を70%も出すことが批判的になっている中で、財政の問題で消費税を上げない限り不可能だとする考えは問題がある。年金積立金の活用に対しても反対する理由はないし、新しい基礎年金制度の確立と世帯単位から、個人単位への移行促進についても、第三号被保険者の問題解決なしに制度の継続性はなく、方向性としては間違っておらず、この請願に賛成するとの意見が出されたところであります。

採決に入り、本請願は、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第4号、消費者保護基本法の抜本改正を求める国への意見書提出の請願について申し上げます。

本請願は、生活協同組合共立社、共立社西置賜生協、地域理事会議長、四釜眞理子氏より提出されたものであります。その趣旨とするところ並びに内容を申し上げます。

+ 急増する消費者被害による、全国各地の消費者生活センターへの苦情は、2002年度には、10年前の4.4倍の83万件に上っている。山形県内でも高齢者・若年層に被害が集中している。さらに、食品偽装事件等の続発で消費者は企業不信を抱いており、その背景にあるのは、社会的に「消費者の権利」の考え方や社会制度が確立していないことにある。

2003年5月の内閣府・国民生活審議会の消費者政策部会の報告書「21世紀の消費者政策のあり方」は、消費者の権利を消費者政策の基本とし、消費者保護基本法の抜本改正、消費者団体訴訟制度等の導入を打ち出すなど画期的なものであります。

政府も現在、具体化に向け作業を進めている状況であり、消費者の権利を基本に据えた消費者保護基本法の抜本改正が必要であると考え、消費者問題の施策の充実につながる「消費者の権利」の明記、消費者被害防止・救済

のための消費者団体訴訟制度の導入のため規定の制定、消費者政策の総合的かつ一元的な体制を設けることを国に求めるものであります。

審査に入り、委員から、現在検討されているのは、消費者保護基本法の全面改定か、アメリカ・EU等では既に整備されており、請願では3項目だけではあるが全面改定が必要なのではないか、との質疑に、市民課長から、昭和43年以来の全面改定である、との答弁がなされました。

紹介議員からは、特に今問題となっている、インターネット被害、老人への悪質な問題解決に、今後は市町村だけでなく県も深くかわっていくことなど、抜本的な改正が図られるようにと、この請願になった、との発言がなされたところであります。

討論に入り、委員から、昭和43年の法律制定時と比べ、ここ10年の消費形態は、インターネット契約・通信販売等大きくさま変わりしてきており、ニーズに合わせた改定が求められる。アメリカ・EU等の消費先進国のように、消費者を守っていこうとする法律には、賛成であるとの意見が出されたところであります。

採決に入り、本請願は、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、後刻意見書を提出させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で、厚生常任委員会に付託になりました、案件審査の報告を終わります。

鈴木良雄議長 委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの報告に対して、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより採決に入ります。

日程第7、議案第14号、せせらぎの家用地取得についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

厚生委員長の報告は、議案第14号は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第8、議案第17号、長井市ポイ捨て等防止条例の設定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

厚生委員長の報告は、議案第17号は、修正可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに、賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

鈴木良雄議長 起立全員であります。

よって、議案第17号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第9、議案第18号、長井市中央いこいの広場条例の設定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

厚生委員長の報告は、議案第18号は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第10、請願第3号、年金制度改革

に関する請願の1件について、討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

議席番号15番、藤原民夫議員。

15番 藤原民夫議員 私は、請願第3号、年金制度改革に関する請願に賛成の立場から討論をいたします。

この請願は、西置賜地区平和センター、佐藤清蔵議長から提案されたものであります。現在、公的資金は、基本的に国民年金、厚生年金、共済年金の三つの制度から成り立っておりまして、国民年金は国内に住んでおる20歳以上から60歳未満のすべての人に加入が義務づけられておりまして、公的年金制度の土台となっており、基礎年金とも呼ばれているわけであります。

これには自営業者や農家、サラリーマンの妻で専業主婦、学生などはこの国民年金、基礎年金だけに加入をしているわけであります。請願事項にもありますように、この基礎年金は、公的年金制度の土台となっており、老後の所得保障の根幹となるために、給付費用の3分の1が国の負担で賄われております。残りの3分の2は保険料を充てているのであります。

94年の国会では、この基礎年金の国庫負担割合を3分の1から2分の1に引き上げることを、全会一致の決議まで出して政府に実施を求めてきたのであります。ところが、99年の年金見直しの審議で、政府与党がこの決議を先送りし、さらにことしの改定でも先送りをねらっているのであります。

3月21日の山形新聞に、日本世論調査会が全国世論調査で行ったこの年金改革に対するアンケート調査を発表しておりますが、政府案による公的年金制度改革を安心できない、余り安心できないと考えている人が、実に83%にのぼっているということが報道されておるのであります。

さらに、小泉内閣支持層でも、保険料引き上

げに反対が61%に上っていると、こういう状況であります。このたびの請願は、この全会一致の国会での決議を直ちに実行すべきものだという、至極もったもな主張であります。

また、第2点目は、年金積立金の活用策についてであります。国民の納めた保険料の積立金を株式運用して、6兆円もの穴をあけた上に、全国の13カ所に建てたという保養施設グリーンピア。政府は平成18年まですべてを廃止、売却するという方針だそうではありますが、売却見通しがあるのは、そのうちのたった2カ所だけあります。こういうやり方をしながら、だれも責任をとっていない。これで国民に痛みを押しつけることができるのか。これが公的年金加入者の心の底からの怒りの声であります。したがって、こういう安心できない、余り安心できないという方が83%に上るといふアンケート調査の結果にもあらわれているのだと思うのであります。

+ 長井市の資料、長井のあらましなどによりますと、国民年金を受給されている方は、平成14年度1年間で8,224人、給付水準で言いますと、平均月額4万8,000円という低い水準であります。ちなみに生活保護支給の1件当たりの平均支給額は、月額にして6万8,600円でありまして、これと比べても極めて低くなっているということでもあります。

また、先ほどの新聞の調査によりますと、年金を含め、夫婦二人の必要な1カ月の生活費は30万円程度というのが42%、20万円程度が40%というふうなことであります。

こうしたことから、基礎年金、国民年金という土台部分が崩れてきているわけで、そこに

対する国庫負担を来年度から2分の1に引き上げるといふ、国民に対する公約を直ちにやることは緊急の課題であり、まず土台をしっかりとすべきだといふこの請願を採択すべきだといふふうに訴えて、私の賛成討論とい

たします。

鈴木良雄議長 以上で、通告による討論が終わりました。

これより採決に入ります。

厚生委員長の報告は、請願第3号は、不採択であります。

原案について、採択することに、賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

鈴木良雄議長 起立少数であります。

よって、請願第3号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第11、請願第4号、消費者保護基本法の抜本改正を求める国への意見書提出を求める請願の1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

厚生委員長の報告は、請願第4号は、採決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第4号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

産業・建設常任委員会審査報告

鈴木良雄議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

町田義昭産業・建設常任委員長。

(町田義昭産業・建設常任委員長登壇)

町田義昭産業・建設常任委員長 平成16年第1回市議会定例会において、産業・建設常任委員会に付託になりました議案8件、請願1件について、審査いたしました経過と結果につ